

小鹿野町手話施策推進方針

平成31年3月20日策定

手話は言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者が思いやりと助け合いの心を持って互いにきずなを結び、手話と共に安心して暮らせる地域社会を育てていくため、小鹿野町手話言語条例（平成30年小鹿野町条例第1号）第6条の規定に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本方針を定めます。

施策の推進に当たっては、当事者団体、手話関係団体、埼玉県及び関係機関との連携を図ります。

1 町民が手話を学ぶ機会を確保するための施策

(1) 手話の普及のため、町民に対して手話を学ぶ機会を提供していきます。

区 分	事 業 名
既存施策	手話奉仕員養成講座
	手話講座
	あいサポーター研修における手話講座
	小鹿野町健康ふれあいフェスティバルにおける手話体験コーナー（小鹿野手話サークルえがおの会）

※あいサポーター研修とは、障がいについて理解し、日常生活においてちょっとした手助けをする「あいサポーター」を養成する研修です。

(2) 学校教育を通じた手話の理解と普及のため、児童・生徒・学生及び教職員に対して手話を学ぶ機会の提供に努めていきます。

区 分	事 業 名
既存施策	町内の小中学校及び高等学校等における手話に関する授業
検討施策	町内の小中学校及び高等学校等の教職員に対する手話に関する講座

2 町民が手話を使用する機会を拡充するための施策

(1) 町職員に対して手話の理解と普及に努めていきます。

区 分	事 業 名
既存施策	朝礼等における手話単語の学習（保健福祉センター）
検討施策	町役場各庁舎内及び公共機関の窓口等に「手話・筆談マーク」カードを掲示
	町職員の手話講座への参加に努める。

(2) ろう者への理解や手話の普及のため、条例の周知に努めていきます。

区 分	事 業 名
既存施策	町広報紙に手話言語条例に関する記事を定期的に掲載
	町広報紙で簡単な手話単語を連載（平成30年10月号から掲載）
検討施策	手話関係団体が運営する手話学習の動画ホームページに容易にアクセスできるよう町広報紙にQRコードを掲載する。

(3) 手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が快適に滞在できるよう努めていきます。

区 分	事 業 名
検討施策	手話による観光ガイドの派遣

(4) 災害時等における、ろう者に対する情報発信及び緊急時の意思疎通支援に必要な体制の整備に努めます。

区 分	事 業 名
既存施策	町の安全安心メール登録の推進
	秩父消防本部メール119登録の推進
検討施策	ヘルプマーク等障害に関するマークの普及
	ヘルプカードの作成・配付
	災害時意思疎通支援体制の整備

※ヘルプカードとは、災害発生時及び日常生活において援助又は配慮が必要な者に交付し、必要な援助の内容等を記載したヘルプカードを携行することにより、適切な支援活動を実施するものです。

3 町民が意思疎通の手段として手話を容易に選択し、使用することができる環境の整備のための施策

- (1) ろう者が安心して医療機関を受診することができるよう、医療機関においてろう者が手話を使用しやすい環境となるよう努めていきます。

区 分	事 業 名
検討施策	医療機関における手話通訳者派遣制度の周知
	医療機関向けの手話に関するパンフレットの作成・配布
	聴覚障害のある新生児及び家族への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門の医療機関受診への働きかけ ・ 手話による教育のできるろう学校等の紹介 ・ 相談しやすい環境づくり

- (2) ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう事業者が行う取り組みの支援に努めていきます。

区 分	事 業 名
検討施策	手話講座開催に関する情報提供
	事業所向けのろう者への対応や手話に関するパンフレットの作成・配布

- (3) 町議会における手話通訳の実施に努めていきます。

区 分	事 業 名
既存施策	町議会における手話通訳

- (4) 町主催の各種行事における手話通訳の実施に努めます。

区 分	事 業 名
既存施策	各種行事やイベントにおける手話通訳

4 手話通訳者その他の手話による意思疎通支援者の配置拡充及び処遇改善のための施策

- (1) 学校において手話を必要とする児童・生徒・学生に対する支援に努めていきます。

区 分	事 業 名
検討施策	町内の小中学校及び高等学校等の児童・生徒・学生に対する手話による支援

- (2) 手話、要約筆記その他の意思疎通支援を活用し、聴覚障害のある者の特性に応じた円滑な意思疎通支援が行えるように必要な施策を推進し努めます。

区 分	事 業 名
既存施策	意思疎通支援事業

- (3) 手話通訳者の養成を推進していきます。

区 分	事 業 名
既存施策	手話通訳者養成講座準備課程

5 手話の理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境の整備を推進するために町長が必要と認める施策

- (1) 手話施策の推進に当たって、必要に応じて当事者団体、手話関係団体関係機関等から意見を求める会議を開催します。
- (2) 地方自治体等が構成する、手話に関する連絡会等への加入について検討します。
- (3) この方針は、各施策の実施状況を検証し、必要に応じて見直すことが出来るものとします。
- (4) 施策の内容によっては、中長期的な研究及び検討を要する場合があります。